

平成25年度 第1回横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成25年10月15日（火）10時00分 ～ 12時05分
開催場所	関内中央ビル10階大会議室
出席委員	赤羽委員、岡部委員、菊本委員、木下委員、工藤委員、 後藤委員、佐土原委員、田中委員、津谷委員、中村委員、水野委員
欠席委員	池邊委員、奥委員、小堀委員、小熊委員、葉山委員
開催形態	公開（傍聴者9人）
議題	（仮称）みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画に係る計画段階配慮書について
決定事項	—

議事

1 意見聴取

横浜市環境影響評価審査会は、（仮称）みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画に係る計画段階配慮書について、横浜市長から、配慮市長意見書を作成するための意見聴取について依頼を受けた。

2 議題

（仮称）みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画に係る計画段階配慮書について  
ア 手続について、事務局が説明した。

イ 配慮書について、事業者が説明した。

ウ 質疑

【佐土原会長】 ただいま事業者から、非常に多岐に渡る取組を行う予定であるとの説明がありましたが、それぞれのご専門の立場からご質問や、確認したい内容がありましたらお願いします。

【工藤委員】 ペDESTリアンウェイを日本語では何と言うのでしょうか。一般の市民の方もわかりにくいと思うのですが。

【三菱重工業㈱】 みなとみらい地区におけるペDESTリアンウェイは、歩行者ネットワークの一部で、2階レベルで設置するものをペDESTリアンデッキ、1階レベルで設置するものをペDESTリアンウェイと呼んでいます。ビルの利用者に限らず一般の方々が自由に街区を通り抜けられるための通路とご理解いただければと思います。

【事務局】 みなとみらい21のパンフレットの5ページに、みなとみらい21中央地区のペDESTリアンネットワークの図が記載されています。こういった形で幅員を決めて、歩行者の動線計画を定めています。

【佐土原会長】 みなとみらい21の計画に則って、言葉が使われているということです。

【木下委員】 事務局にお尋ねします。今回の建物自体の容積率や建ぺい率は地区計画に沿って決められたということですね。計画配慮の場合は、大体が代替案を検討しましょうということになっていると思いますが、今回の場合は、Ⅰ期棟が既にあるので、Ⅱ期棟はそれに合わせる形で考えていきますということでしょうか。

【事務局】 特に、今回の計画は、そもそもツインタワーということで事業者として考えています。地区計画上、高さの最高限度や容積率が決まっていますので、その範囲内でⅡ期棟はⅠ期棟と同じような形ということで、配慮書に記載されています。

- 【木下委員】 地区計画の計画書の中には細かく記載があり、それがツインタワーとしての形を取るといふ風に考えればよろしいですね。
- 【事務局】 地区計画に、高さや容積率が定められており、今回はツインタワーとして計画されたということです。配慮書の資料編24ページに、みなとみらい21地区の地区計画が掲載されています。
- 【中村委員】 いくつか質問をさせていただきます。1点目は、緑化で郷土種を使うとのことですが、風害対策の緑化と矛盾することはないのかということについて、2点目は、空調ドレン水等の中水をどこに利用するのかについて、3点目は、防潮板の設置をどこまで検討されているのかについて、4点目は、駐車場は一般市民の方の利用の方が多いという理解でよろしいのかということについて、以上4点お伺いします。
- 【三菱重工業㈱】 緑化についてですが、現段階で樹種の選定までは行っていませんが、ご指摘のあった方向を踏まえながら、地元の樹種で、かつ風害に効果のあるものという観点で選んで参ります。これについてはもう少しお時間をいただいて、きちんとご説明できる資料を揃えたいと思います。中水については、空調ドレン水や厨房排水、手洗い排水等を原水として、基本的にはトイレの洗浄水に使おうと考えています。多少余裕があれば屋外の緑地に対する散水等にも使いたいと考えていますが、こちらはどちらかという雨水の利用の方が主体になろうかと思っております。浸水対策については、横浜市の基準では全く浸水の恐れがない地域とされていますが、昨今の状況を踏まえまして想定を上回るものに対し、その時点で駄目だったとはなかなか言いにくいので、防潮板を地下の駐車場の入口に設けたいと思っております。地下への浸水のリスクが一番あるのは駐車場の入口ですので、基準を上回る浸水に対して屋内に水が入らないように防潮板を計画したいと考えています。駐車場については、Ⅰ期棟の方でかなりの台数を確保しておりますが、Ⅰ期棟とⅡ期棟合わせて必要数以上の駐車台数を確保する予定です。利用については、社員というよりは、一般の来街者やビルのテナント利用の方など、一般の方の駐車を中心に考えています。
- 【中村委員】 今回の中水だけで、このビルのトイレの洗浄水の何パーセントくらいを賄えるのですか。
- 【三菱重工業㈱】 現計画ではほとんど賄えると考えています。
- 【津谷委員】 この周辺の居住者の方に関して、日影の影響を受けるのはどのあたりの方なのか、また、中高層建築物条例に関連して、説明会の対象となるのはどのあたりの住民の方なのかについて教えてください。
- 【三菱地所設計㈱】 日影については、計画地の北東側にいくつか高層マンションがありますが、三角形の平面をしたみなとみらいミッドスクエアが一番近くにあります。冬至日については午後1時から2時頃にかけて影が通過していく計画になっています。また、この東側の街区にも100m程度の高層マンションが建っており、午後になると若干影が通過していくことを確認しています。中高層建築物条例の説明会については、今後条例に従い周知していくこととなりますが、現時点ではまだどの範囲を対象とするか決めておりません。
- 【菊本委員】 配慮書において、みなとみらい21地区は地盤改良などにより液状化対策が行われているため液状化判定から除外されているとのことですが、どういふ手法の対策が取られているのかを把握されているのかお伺いしま

す。また、計画地には0～5mの層厚で軟弱地盤が分布しており、埋立ての年代も100年くらい前とのことです。このくらいの年代の埋立ては質が悪く、液状化しているという話をよく聞きますが、液状化判定をしないままで大丈夫なのか、判定する計画があるのかをお伺いします。

【三菱地所設計㈱】 I期棟の計画時に現地のボーリング調査を実施しています。その時に、計画地は概ね5mまでが埋め土ですが、そこから下が軟岩を中心とした非常に堅固な地盤であり、N値50を超えるような値が出ています。今回の計画につきましては、建物の基礎をGLから19mほど掘削していき、非常に安定した地盤の中に床付け面が来ますので、そこについては心配ないかと考えています。

【菊本委員】 わかりました。納得しました。

【水野委員】 配慮書における日影対策についての記載を見ると、全体を1つの建物にする計画だったのを、2棟に分割することによって軽減しているというように読み取れますが、この新しい棟を建築するに際して、どのような日影対策が有り得るかという説明でないといけないのではないのでしょうか。

【三菱地所設計㈱】 今回のII期棟の中での日影への配慮ですが、配慮書の中では平面図等において、高層部についてはバルコニーを含めた外郭線を四角い形で示しています。実際には、I期棟と少し形を似せるということもあり、バルコニーの各隅角部を切除することで対策をしていきたいと考えていますので、そのあたりで現状考えている日影よりも少し影響が小さくなるよう、計画を進めていきたいと考えています。

【水野委員】 今のご説明と、2棟配置による日影対策とでは少し違うように感じます。

【三菱地所設計㈱】 この街区の中でどのように建物を建てるかということについては、もともと20年前から2棟計画というものがありましたので、一般的に板状のものを1棟建てるよりも、2棟配置の方が近傍についての等時間日影については、短くできる方向だということで、I期棟も含めて記載しました。

【佐土原会長】 建物の容積率が同じ時に、2棟に分けた方が影響は小さいということですか。

【三菱地所設計㈱】 影響をどのように見るかということにもよりますが、近傍域については板状のものができると、近くの場合にずっと日影がかかり続けるということが一般的にございます。それを、部分的に間を空けることによって、その分、遠方については影が伸びてしまいますが、近傍については等時間日影を短くできるということが一般的に言えるかと思えます。

【水野委員】 もともとから2棟にする考え方だったのですか。それは、日影の面でもそちらの方が良いという配慮からなのですか。

【三菱地所設計㈱】 日影だけを勘案しているわけではなく、通風や景観的な面等を総合的に勘案して計画をしました。特に大きい所では、ペDESTリアンウェイを海側に向かい8mの幅員で空地状に整備していくという計画がありましたので、そういった部分も大きな要因となっているかと思えます。

【佐土原会長】 この部分の表現について、当初から2棟配置にするという計画はあったわけですが、今回ここで行う配慮がまずあって、それに付随してこういった説明が補足的にあるのはよいと思いますが、これが対策であるとするのは、建設の時期もずれていることすし、そぐわないように感じま

す。ご検討いただければと思います。

- 【工藤委員】 配慮書における長寿命化対策に関する記載の中で、スケルトン・インフィルという言葉がありますが、この言葉の意味と長寿命化との関係を教えてください。また、同じ項目の中で制震構造等の採用とありますが、建物ですと、耐震構造、免震構造が普通だと思うのですが、この制震構造とはどのような構造を考えられているのかお聞きします。
- 【三菱重工業㈱】 スケルトン・インフィルというのは、例えば、構造体や外装の様に100年、200年のオーダーでもたせるものと、設備や内装の様に2、30年ピッチで更新するものとを明確に分ける設計手法です。設備や内装については、耐寿命性ということで考えれば、長い年月の間に何度か更新していくわけですが、長寿命ビルをうたうときには、どこの超高層ビルでも当然計画されていると思いますが、このスケルトン・インフィルという考え方を更に徹底して、更新時に余計な手間が省ける、無駄な廃棄物が出ないという形で、今後計画を進めていこうと考えています。
- 【工藤委員】 スケルトン・インフィルを日本語で一言で言うと、何と表現されるのでしょうか。
- 【三菱重工業㈱】 日本語では適切な用語がないかと思われます。制震構造についてですが、構造体で地震に対して対応する強度を持たせるものを耐震構造といいます。地震による変位を抑制するという意味で制震という用語を使っていますが、基本的にはオイルダンパーや摩擦などの色々な制震タイプがありますが、こういったものによって地震時の応力を吸収する構造を制震構造といいます。また、地震時の入力をスライドさせることによって逃がしてしまうものを免震構造といいます。一般的にこのレベルの超高層ビルではほとんどが制震構造になるかと思ひます。
- 【佐土原会長】 具体的には、おもり等で制御を行うのですか。色々と手法はあると思いますが。
- 【三菱重工業㈱】 今回は色々組み合わせようと考えています。おもりで制御することも考えていますし、長周期地震動対応ではオイルダンパーなどが効くと思ひます。三菱重工では制震装置を自社で作っておりますので、それらも採用しながら、免震に近い制震構造を目指していこうと考えています。
- 【赤羽委員】 駐輪場と駐車場についてお伺ひします。まず、駐輪場設置について、当該事業が街づくり基本協定の中でどういう位置づけになっているか事務局にお伺ひします。もし、事業者が駐輪場整備をするという位置づけになっているとすれば、事業者にどんな計画があるのかをお伺ひします。
- 【事務局】 そもそもこの地区には住宅も建っており、来街者も多いということで、横浜市条例に基づいてそれぞれの建物が建つ時に駐輪場を設置しています。そのため、今回の事業者も駐輪場の設置を行うということになっています。
- 【三菱重工業㈱】 現在、駐輪場の台数等については条例に沿った形で計画していますが、今後、社員のニーズ等も把握してもっと必要だということであれば、台数等については条例に縛られず、流動的に判断していきたいと考えています。
- 【赤羽委員】 そういうスペースについても、社員以外の一般の利用者にも開放するという計画があるのでしょうか。
- 【三菱重工業㈱】 低層階には店舗が入りますので、店舗に来られる方の駐輪場には当然配慮していかざるを得ないと思ひますので、それも含めて条例が決ま

っていると判断していますが、必要数については今後行政サイドともよく調整の上、過不足のないように整備したいと考えています。

**【赤羽委員】** 駐車場に関してですが、今回、駐車場の出入口の位置については好ましい配置だと思います。これまでに審査会で対象になった計画において、みなとみらい地区全体の将来交通量予測が行われており、それを参考に、駐車場への進入経路、駐車場からの退出経路の設定にあたり、これまでの予測上、交通処理がクリティカルになった交差点をなるべく通らないような案内をしていただくような配慮をしていただくと、利用者にとっても地区にとってもメリットがあります。また、特に休日を見ると特定の駐車場の需給関係がひっ迫して、駐車待ち行列が発生して交通が阻害されるという状況が発生しています。それに対応する一つの方策としては、商業施設と今回設置される駐車スペースとを、例えば料金所の提携をしていただいて、近隣の商業施設からあふれてしまったら、その分の需要を受けていただくようなことが有効であり、これは地区全体の交通状況を改善することにもなりましょうし、当該施設の利用者にとってもアプローチする時に、待ち行列に伴う渋滞にも合わなくて済むというメリットもあります。そういった配慮をする計画があるかどうかお聞きします。その時に、最近ですとグーグルマップのような情報提供があって、細街路も含めてどういった交通状況かということ把握することができます。そういったことも参考にされると良いと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

**【三菱重工業㈱】** ご指摘があった点につきましては、今後前向きに配慮していきたいと考えていますが、駐車場の出入口はここ以外は考えられないという場所になっております。あとは運用の中で、なるべく混雑した交差点を回避するルートを推奨するとか、混雑した駐車場からお客を回していただくとか、グーグルマップ等の情報は私どもの駐車場としても十分に情報収取をして、情報発信していくということで配慮していきたいと考えています。私どもとしても、特に休日について、他の駐車場が一杯で自分たちの駐車場は空いているということは好ましくありませんので、そこについては十分に配慮して計画していきたいと考えています。

**【田中委員】** 配慮書の中で、風害対策として自主的にシミュレーションを実施しており、一方でヒートアイランド現象の抑制にも配慮することですが、その自主的シミュレーションの際に、熱にも配慮したシミュレーションを行うのか、それとも風だけを考慮したものなのかお伺いします。

**【三菱地所設計㈱】** シミュレーションにつきましては、現在のところ、風について行っており、温度等については考慮しない形で解析を行っています。

**【田中委員】** ヒートアイランドに関しては特にシミュレーションの予定はないということでしょうか。

**【三菱地所設計㈱】** はい。現段階では、まず風の問題について検討しています。

**【田中委員】** 横浜市の環境創造局からこの辺のクリマアトラスが出ていますので、もし熱のシミュレーションをされないということでしたら、ヒートアイランド現象の抑制に関しては、そういったものを参考にして、夏の特殊なエリアの風があると思いますので、その辺も考慮してヒートアイランド現象の抑制に関して配慮されてはいかかかと思います。

**【三菱重工業㈱】** ご指摘ありがとうございます。十分に配慮して計画したいと思います。

**【佐土原会長】** 今の点に関しては、ヒートアイランドで風を通すことと、風害で風が強

すぎると問題である、という2点が矛盾することがありますので、その辺に十分配慮していただきたいと思います。

【三菱重工業㈱】 了解いたしました。

【工藤委員】 電波対策についてですが、今までみなとみらい地区に高層建築物が建つと鎌倉あたりまで電波障害が発生していましたが、デジタル放送になりスカイツリーから電波が来るようになるとあまり影響はないのでしょうか。配慮書には、みなとみらい21地区のルールに則り適切に対応するとありますが、みなとみらい21地区以外で障害が発生したらどういう対応をとるのか、現在の電波の状況について教えてください。

【三菱重工業㈱】 電波障害対策については、みなとみらい21地区に建つビルが影響の原因になるものに対して、街づくり協定の中で、街づくり協議会が窓口になって全体的に計画を見直していくということになっています。デジタル化や東京タワーと違う方向から電波が来ることについては街づくり協議会として基本的な方針を出していますので、私どもは街づくり協議会と相談をしながら、影響範囲について予測をし、万が一障害が出た場合には、街づくり協議会のご指導に則って対策をするということで、この地区はたくさんの超高層ビルが建っておりますので、ビル一本だけの影響というのは非常に少なく、ほとんどが複合障害になりますので、街づくり協議会ときちんと調整して対応していく所存です。

エ 環境情報提供書の提出状況及び市長意見案について、事務局が説明した。

オ 意見聴取

【岡部委員】 私が強調していただきたいと考えていた部分は、市長意見案の中にほとんど含まれており同意見です。ただ、風害については、隣に横浜美術館があり、1階の空間ですと一般の方々が多く歩かれると思いますが、その時に現在も風が非常に強く、2棟建つことでさらに風が強くなることが予想されます。やはり、ビル利用者の方々だけでなく一般の方たちが非常に多く歩く可能性があるということも考慮した上で、風害に対して対策をとっていただければと思いますので、その点を考慮していただきたいということを強調していただければと思います。

【佐土原会長】 風のシミュレーションの結果をどう読み込むかということだと思えます。人が多く歩くところがどうなっているかという視点で、しっかり評価していただくことが非常に重要であると思えます。

【津谷委員】 3点あります。1点目は、先ほどの事業者説明では、日影対策として高層建築物を2棟とすることを挙げていましたが、この建物を建てる上での具体的な日影対策が見えてこない部分がありましたので、更に日影対策について検討していただきたいという旨も書き加えていただければと思います。2点目は、配慮事項（5）生物多様性に関する部分ですが、市長意見案の上から6行目に「誘致する鳥類や昆虫類等の目標とする種を定め」とありますが、生物多様性の中でこういうことを相手に求めていくのはやりなのでしょうか。少し違和感があります。

【事務局】 市街地にもやってくる鳥や昆虫類ということで、できれば目標とする種を定め、単に実のなる木を植えるだけではなく、こういった実のなる木を植えるところいった鳥が来るということを具体的に組み込んでほしいという趣旨で記載しました。

【津谷委員】 特定の種だけ呼び込んでしまおうという印象を受けるので、表現の問題

だとは思いますが、少し違和感がありました。3点目は、アセスの対象としてよいのかわかりませんが、災害時に拠点となる適切な役割分担をみなとみらい地区全体として担える施設となっていたらいいのではないかという意見は言えないのでしょうか。

【事務局】 環境への影響を考える項目としては、災害時の対応や役割分担はこの配慮事項の中にはありませんので、今回は記載していません。また、本日事業者から説明はありませんでしたが、事業者として災害時の対応として事業継続のための対応であるとか、発電機の利用、食料の確保等をⅡ期棟で考えているということを経済局は聞いていましたので、全般的事項の中でも記載はしていません。

【後藤委員】 一般の方が建物のどこからどこまで入ることができ、どこから出入りするののかといった動線計画や、店舗の関係が今回の資料ではわからないため、何かしら図のようなものがあればと思うのですが。

【佐土原会長】 そこについては、設計が具体化しないとまだわからないということなのか、Ⅰ期棟との関係でだいたいのことと言えるのかということになると思いますが、どうでしょうか。

【事務局】 一般の方の動線やどういった店舗が入ることについては、現状ではお示しできないかと思います。ただ、事業者からは、Ⅰ期棟側の店舗には従業員が主に利用するコンビニエンスストアが入る予定であると聞いています。また、反対の道路側には三菱重工の歴史的な資料を設置した資料展示室を設置したいと伺っています。Ⅱ期棟はⅠ期棟から続けて通り抜けができるような形状になると聞いています。

【後藤委員】 ペDESTリアンウェイは何階に設置されるのでしょうか。

【事務局】 1階の平面で美術館側に抜ける形で設置されます。

【木下委員】 緑化に関しては、生物多様性についてもありますが、緑を楽しんだり、日照遮断の効果も大きいと思います。緑化には屋上緑化、壁面緑化、街路上や公開空地での高木配置等があります。緑化による日照遮断については、配慮事項(10)のヒートアイランド対策の部分にも整理されていますが、先ほど中村委員からは風害に強い樹木に関するお話もありました。そういった内容を踏まえると、緑化については全体的な構想を立てて検討された方がよいものになるのではないかと思います。

【佐土原会長】 配慮市長意見は配慮指針の項目に対応しているので、今後、配慮指針の組み方について検討していかなければならないのかもしれないかもしれません。

【木下委員】 例えば、緑化を全体的に見た方がよいという考え方は、今回は配慮事項(5)の市長意見案に含めるという方法もあると思います。

【中村委員】 配慮事項(5)の市長意見案に「目で見て楽しみ、緑量を感じられる」という表現がありますが、例えば公開空地や公道など一般の方が自由に通れる部分の緑地はいいですが、屋上庭園は一般の方は入れないと聞いていますので、緑量だけではなく、社員も来訪者も市民も全体的に緑を感じられる機能にしてほしいという表現を、工夫してどこかに加えてほしいと思います。

【佐土原会長】 今回、その辺の表現を工夫していただければと思います。配慮事項(5)は生物生息空間や生物多様性に着目した事項であり、景観などについては別の項目があり、緑に関連した内容がいくつかの項目にばらされており、少しわかりづらくなっているかもしれません。

【木下委員】 生物多様性をおっしゃるのであれば、その建物だけでなくその周辺まで

見ないといけないと思います。これをアセスの中にどう入れられるのかは難しい部分ではありますが。

【菊本委員】 配慮事項（3）の市長意見案で「地盤特性を詳細に把握するとともに」とありますが、当初のツインタワーの計画の時にN値等の調査をかなりされているようですし、先ほどの質疑応答の中でも地盤に関する説明がありましたので、既に詳細に把握されているのではないかと思います。ですので、「現地の地盤情報を積極的に考慮して」などの表現の方がより具体的かと思います。また、配慮事項（9）の市長意見案に、「建設発生土については、できるだけ近隣の建設工事現場での再利用を検討する」という表現がありますが、建設発生土の再利用は非常に重要ですので、このコメントはぜひ残していただければと思います。

【田中委員】 配慮事項（10）ヒートアイランド現象の抑制に関して、現地の夏の風況を把握した上で対策をしてほしいということと、風害とのバランスなど総合的に風に対する考え方を整理してほしいということを追加した方が良いのではないかと思います。また、先ほどの緑を総合的に計画するという話は、今後の課題とは言っていましたが、重要なことでヒートアイランドにも関わってくる内容ですので、どこか備考欄にでも書けると良いと思います。

【佐土原会長】 一般的配慮事項などのようにまとめられないかなどについても、検討いただければと思います。

【水野委員】 配慮事項（4）に記載されているCASBEE横浜というのは、横浜市の条例や指針となっているのですか。それとも単なるガイドラインですか。

【事務局】 横浜市が行っている建築物環境配慮制度という、横浜市の認証制度になっており、延べ面積が2,000㎡以上の建築物は受けることになっています。また、ランク付けがあり、Aランクの上がSランクのみとなっております。

【水野委員】 ということは、Sランクを目指しなさいということですか。

【事務局】 そういうことです。

【水野委員】 であれば、はっきりそう書けばよいのではないのでしょうか。また、CASBEEは、指針が出ていて具体的な技術内容がたくさん書いてあるはずですが、そうすると、配慮事項（9）のライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減についてもその中に入っているはずですが、CASBEEのSランクを目指せば、当然、配慮事項（9）の内容はやっていなければならないということになると思うのですが、これは配慮事項の（4）と（9）で同じことを言っていることにはなりませんか。

【事務局】 配慮事項（4）では、CASBEEについては、ランクとして目指してほしい目標を記載して、配慮事項（9）ではより具体的にSランクを目指すために必要な内容を記載しています。

【後藤委員】 CASBEEは、こういう時にこういうランクになるという基準はあるのですか。

【佐土原会長】 CASBEEにはとても多くの項目があり、それを最後に割り算をするなど色々な計算が入りますので、必ずしもこれがクリアされるかどうかというのは、全体のバランスの中で明確ではありません。大概色々なことを取り組んでいないとSランクにはならないということはあると思いますが、平均化されますので、必ずしも項目ごとにこれができるという対応



にはならないと思います。

【事務局】

CASBEEの項目は色々ございますので、配慮事項（9）のライフサイクルの内容だけ配慮すれば必ずSランクが取得できるということではなく、他の項目もあるということで、CASBEEでSランクを目指すことと、ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減への配慮については、分けて記載をしています。

【佐土原会長】事務局は本日出された意見の内容について確認してください。

【事務局】

まず、風害については、一般の方が多く歩く空間であるため、そちらも考慮した風害対策について記載してほしいというご意見、日影については、実際にⅡ期棟を建設する上での日影対策を検討してほしいというご意見、生物多様性については、特定の種だけ呼び込むような文章表現になってないかというご意見がありました。また、災害時対応として、みなとみらい21地区の役割分担を担ってほしいというご意見、一般の方の動線、店舗の入り方がわからないというお話については、現状はⅠ期棟と同様に1階部分で通り抜けができるというご説明をしました。緑については、複数ご意見があり、緑は全体的な構想を立てて考えるべきであり、配慮事項が緑に関して複数の項目に分かれているため、何かしら全体的に考えるという意見を、1カ所にまとめて書くなり、全般的事項に書くなり、工夫してほしいというご意見がありました。続いて、現地の地盤情報については、地盤特性は既に把握されていることから現地の地盤情報を積極的に考慮するなどの表現が適切ではないかというご意見と、建設発生土の利用は必ずやってほしいというご意見がありました。ヒートアイランド対策については、夏の現地の風況等をぜひ考慮し、それを踏まえて風害に対する対応を検討してほしいというご意見、CASBEEについては、重複してしまう内容ではないかというご意見がありましたが、CASBEEのランクを目指すものと、その具体的な内容を示すものを分けて記載したというご説明をいたしました。

【佐土原会長】

今日いただきました配慮市長意見案に対する意見につきましては、審査会としての取りまとめは行わないとのこと。今日いただいた意見を踏まえて事務局の方で、市長意見案を検討し、確定する際の参考にさせていただくということです。事務局は各委員からの今日の意見を踏まえて、市長意見を確定させてください。また、次回の審査会で市長意見の報告をお願いします。

資 料

- ・(仮称) みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画計画段階配慮書に係る手続きについて
- ・(仮称) みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画計画段階配慮書
- ・(仮称) みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画配慮市長意見（案）